

障害者活躍推進計画

機関名	新宮市消防本部
任命権者	消防長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間） なお、計画期間内においても、毎年度、取組状況等を把握・検証し、必要に応じて計画の見直しを行います。
新宮市消防本部における障害者雇用に関する課題	新宮市消防本部においては、消防吏員のみでの採用・募集を行っており、受験資格には職務上必要となる一定の身体検査基準を設けています。現状障がい者である職員は在籍しておらず、今後も障がい者に限定した募集・採用活動を行う予定はありませんが、障がい者への支援体制については予め検討していく必要があると考えています。
目標	障がい者への支援体制について検討を行います。
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用推進の責任者として、「障害者雇用推進者」を選任します。 ○障害者活躍推進計画の実施状況の点検・見直し等を議題とする市部局に新たに組織される「障害者雇用推進会議」を新たに組織し、障害者活躍推進計画の実施状況の点検・見直し等を年1回以上開催実施します。 ○市長部局、外部の関係機関と連携の上、各種相談体制を構築します。 ○全職員を対象に「障がい者の活躍推進」に関する研修等を実施します。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○中途障がい者（在職中に疾病・事故等により障がい者になった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行います。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none"> ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行いません。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する ○柔軟な勤務時間帯の割り振りや休憩時間の弾力的な設定を図ります。 ○時間単位の年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進します。 ○各種研修の実施により、職員の能力向上を支援します。
4. その他	○国等による障害者就労施設からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づき、障害者就労施設等への各種発注等を通じ、民間企業における障がい者の活躍の場の拡大を推進していきます。